

別表十二（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、関西国際空港及び大阪国際空港の
一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第12
条第1項第1号（事業の実施の特例）に規定する指
定会社が措置法第57条の7（関西国際空港用地整備
準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(2)のうち損金経理による積立額3」の欄に金額
の記載がある場合には、当該金額を別表四「加算」
の欄に記載し、かつ、「15」の欄の金額を同表「49」
の欄に記載します。
- 3 「(2)のうち剩余金の処分による積立額4」の欄に
金額の記載がある場合には、「15」の欄の金額を別
表四「49」の欄に記載します。